News Release



株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency,Ltd

25-D-0273 2025 年 5 月 29 日

株式会社日本格付研究所(JCR)は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

コニカミノルタ株式会社(証券コード:4902)

【据置】

長期発行体格付A格付の見通し安定的債券格付A劣後ローン格付BBB+

■格付事由

- (1) 大手複合機メーカー。オフィス向け複合機を中心としたデジタルワークプレイスやプロダクションプリントを中心としたプロフェッショナルプリントを主力とし、他に機能性フィルムや計測機器などで構成されるインダストリー、画像ソリューションといった事業を営む。近年は事業の選択と集中を進め、25/3 期には遺伝子検査などを手掛ける米 Ambry Genetics 社と創薬支援などを手掛ける米 Invicro 社の全株式を譲渡したほか、分散処理型 IP カメラシステムの開発を手掛ける独 MOBOTIX 社とクライアント企業の販促用印刷物の管理を手掛ける英 Konica Minolta Marketing Services Holding 社の全株式譲渡を決定した。また、グループ人員の削減など構造改革も実施。これにより、取り組んできた経営改革には一定の目途がついたとみられる。
- (2) 26/3 期の営業利益 (IFRS) は回復に転じる見通し。25/3 期は経営改革に伴う営業費用の計上や減損損失の発生などにより営業赤字となった。ただ、26/3 期はこれら費用が低減する見込みであることに加えて、構造改革や事業の選択と集中による効果も損益改善に寄与する見通しである。また、主力のオフィス向け複合機やプロフェッショナルプリントの需要も当面は底堅く推移するとみられる。一方、財務面では、親会社の所有者に帰属する持分(資本)に厚みがあり、財務構成も現状程度の水準を維持できる見通しである。以上を踏まえて、格付を据え置き、見通しを安定的とした。
- (3) 25/3 期営業利益は 640 億円の赤字となった(前期は 260 億円の黒字)。事業構造改革や事業譲渡に伴う費用、減損損失などが 1,000 億円弱の利益押し下げ要因となった。26/3 期営業利益は会社計画で 480 億円と公表されている。米国関税政策の影響は織り込まれておらず一定の留意が必要だが、事業の整理やコスト削減が進み、営業利益は安定化すると考えられる。一方、主力のオフィス向け複合機はペーパーレス化の進展に伴い中長期的に需要の減少が予想される。プロフェッショナルプリントやインダストリーなど成長分野の強化を進めることで収益力を維持・向上させることが引き続き課題となる。
- (4) 劣後ローンの資本性を反映した 25/3 期末の親会社所有者帰属持分比率は 42.1% (前期末は 42.5%)、ネット DER は 0.58 倍 (同 0.59 倍) と前期末並みの水準となった。最終赤字の計上に伴い資本が毀損した一方、事業譲渡によるキャッシュインを有利子負債の削減に充てたこともあり財務構成の大きな悪化はみられなかった。26/3 期末に向けて、さらなる棚卸資産の圧縮と有利子負債の削減を進めていく方針であり、今後の財務の方向性をフォローしていく。

(担当) 関口 博昭・山口 孝彦

■格付対象

発行体:コニカミノルタ株式会社

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第7回無担保社債(社債間限定同順 位特約付)	150 億円	2017年12月15日	2027年12月15日	0.390%	A
第8回無担保社債(社債間限定同順 位特約付)	300 億円	2024年3月6日	2027年3月5日	0. 550%	A



対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第9回無担保社債(社債間限定同順 位特約付)	100 億円	2024年3月6日	2029年3月6日	1. 023%	A
11.55	/# 3 #F	## D	△ >★ # □ □	Turk	₩ /-L

対象	借入額	実行日	弁済期日	利率	格付
劣後ローン	1,000 億円	2022年10月31日	2057年10月31日	(注)	BBB+

(注) 実行日から 2027 年 10 月の利払日(同日を含まない)までのいずれかの日を開始日とする各利息期間について は基準金利に当初スプレッドを加算した値、2027年10月の利払日(同日を含む)以降のいずれかの日を開始日 とする各利息期間については基準金利に当初スプレッドと1%のステップアップ金利を加算した値。

格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日: 2025年5月26日

2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者: 水川 雅義 主任格付アナリスト:関口 博昭

3. 評価の前提・等級基準:

評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「格付関連情報」に「信用格付の種 類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。

4. 信用格付の付与にかかる方法の概要:

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/) の「格付関連情報」に、 「コーポレート等の信用格付方法」(2024年10月1日)、「電機」(2024年2月8日)、「ハイブリッド証券の格付につ いて」(2012年9月10日) として掲載している。

5. 格付関係者:

(発行体・債務者等) コニカミノルタ株式会社

6. 本件信用格付の前提・意義・限界:

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。 なお、本件劣後ローンにつき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」 に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の 程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではな い。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項 は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、 本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手した ものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

- 7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者:
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
- 8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要:

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独 立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当 該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。

9. 格付関係者による関与:

本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。

10.JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置: なし

■留意事項

|留意事項 本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、または
その他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的
確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当
該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭
的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいか
んを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事
実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもあり
ません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手
教料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書
の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

NMGNO 虽球状況 JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO(Nationally Recognized Statistical Rating Organization)の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登 録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づ く開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ(https://www.jcr.co.jp/en/)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社F

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル